

令和3年6月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 令和3年6月29日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

（日程追加）

日程第1 議案の訂正について

日程第2 議案第34号 高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例
の制定について

議案第35号 高浜市税条例等の一部改正について

議案第36号 高浜市都市計画税条例の一部改正について

議案第37号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について

議案第38号 事業契約の変更について

議案第39号 令和3年度高浜市一般会計補正予算（第3回）

議案第40号 令和3年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）

議案第41号 令和3年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

（日程追加）

日程第3 議案第42号 高浜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番 荒川 義孝

2番 神谷 直子

3番 杉浦 康憲

5番 岡田 公作

6番 柴田 耕一

7番 長谷川 広昌

8番 黒川 美克

9番 柳沢 英希

10番 杉浦 辰夫

11番 北川 広人

12番 鈴木 勝彦

13番 今原 ゆかり

14番 小嶋 克文

15番 内藤 とし子

16番 倉田 利奈

欠席議員

4番 神谷 利盛

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
副	市長	神谷坂敏
教	育長	岡本竜生
企	画部長	深谷直弘
総合政策	グループリーダー	榊原雅彦
総	務部長	杉浦崇臣
市	民部長	磯村和志
福	祉部長	加藤一志
こ	ども未来部長	木村忠好
都	市政策部長	杉浦義人

職務のため出席した議会事務局職員

議	会事務局	長	竹内正夫
副	主	幹	神谷直子
主		査	杉浦幸宏

議事の経過

○議長（柳沢英希） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（柳沢英希） ただいまの出席議員は15名であります。よって、これより会議を開きます。

初めに、6月18日及び6月29日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、杉浦辰夫議員。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○議会運営委員長（杉浦辰夫） おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る6月18日及び6月29日に、委員全員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

今回、議員提案いたします議案第42号 高浜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についての取扱いについて検討した結果、本日日程を追加し、上程、説明、全体による質疑後、委員会付託を省略し、討論、採決の順に行うことに決定いたしました。

また、当局より提示されました議案の訂正について検討しました結果、本日日程を追加し、当局からの説明後、質疑及び討論を省略して、簡易採決により行うことに決定しました。

皆様方の御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（柳沢英希） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、ただいま報告のありました議案第42号 高浜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について及び議案の訂正についてを追加し、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定をいたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（柳沢英希） 日程第1 議案の訂正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案の訂正につきまして御説明を申し上げます。

令和3年6月10日に提出をいたしました議案第40号 令和3年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）につきまして、予算書に字句の誤りがありましたので、高浜市議会会議規則第18条第1項の規定に基づき、議案の訂正について御承認をお願いいたしますのでございます。

資料2枚目の正誤表を御覧いただきたいと思っております。

訂正の内容といたしましては、補正予算書及び説明書の11ページ、歳入歳出予算の補正第1条中のアンダーラインの部分でございしますが、「保健勘定事業」と誤った表記をしておりましたので、正しい表記であります「保険事業勘定」への訂正をお願いさせていただくものであります。

今後は、このようなミスを起こさないよう十分に注意しながら事務を進めてまいりますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳沢英希） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案の訂正について承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、議案の訂正については承認することに決定いたしました。

○議長（柳沢英希） 日程第2 常任委員会の付託案件を議題とし、各委員長より審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、神谷直子議員。

[総務建設委員長 神谷直子 登壇]

○総務建設委員長（神谷直子） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、総務建設委員会の御報告をさせていただきます。

6月22日10時より、委員多数と市長はじめ関係職員出席の下、付託された議案5件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第35号 高浜市税条例等の一部改正について、議案第36号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、議案第37号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、議案第39号 令和3年度高浜市一般会計補正予算（第3回）、こちら質疑ございませんでした。

議案第41号 令和3年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）は、委員より、スマートフォンの決済アプリについて質問があり、コンビニスマホ決済を導入する理由として、今年の4月から本市でもコンビニスマホ決済を4税、市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税を導入しており、後期高齢者医療保険料の県内の状況でもコンビニが59.3%、スマホが…

○議長（柳沢英希） 暫時休憩いたします。

午前10時8分休憩

午前10時10分再開

○議長（柳沢英希） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長報告を続けます。

2番、神谷直子議員。

○総務建設委員長（神谷直子） 大変失礼いたしました。申し訳ございません。

それでは、委員長報告の続きをさせていただきます。

議案第41号 令和3年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）は、委員より、スマートフォンの決済アプリについて質問があり、コンビニスマホ決済を導入する理由として、今年の4月から本市でもコンビニスマホ決済を4税、市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税を導入しており、後期高齢者医療保険料の県内の状況でもコンビニが59.3%、スマホ決済が51.9%の自治体で既に導入済み、また今年度中に導入予定の状況である。今月、市内の都市銀行の高浜支店が撤退する。それ以外にも来年の4月から別の都市銀行の窓口収納が終了してしまうので、今後必要になってくる。市内のコンビニエンスストアは金融機関よりも近く納付が可能である。今後4つのスマホ決済ができるが、それ以外にも同時にコンビニ納付という形が取れるので、導入を進めていくとの答弁。

また、委員より、コンビニの場合は現金しか支払えない、カード払いとかできるようになるの

かとの問いに、今回のシステム修正は、現状の納付者にバーコードを記載し、コンビニ納付である場合は現金払いだが、スマホ決済を利用する方は連動することでカード払いが可能であるとの答弁でした。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

採決結果は、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第39号、議案第41号、全ての議案に対して全員賛成で、全ての議案は可決されました。

以上が総務建設委員会に付託された議案に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

以上で委員会報告とさせていただきます。

大変失礼しました。申し訳ございません。

〔総務建設委員長 神谷直子 降壇〕

○議長（柳沢英希） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、長谷川広昌議員。

〔福祉文教委員長 長谷川広昌 登壇〕

○福祉文教委員長（長谷川広昌） おはようございます。

御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告を申し上げます。

去る6月23日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託された議案4件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第34号 高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、委員より、当該施設の面積と家賃の月額はどうという問いに、面積は177.75平米、家賃月額は13万2,000円という答弁。

他の委員より、駐車場は何台止めることができ、その契約はどのようにになっているのかという問いに、4台止めることができ、建物の契約の中に含まれるという答弁。

当該建物は、消防法や建築基準法に基づく建物かという問いに、建築基準法及び消防法を適用し、届出をされた建物という答弁。

当該条例の第7条において「必要な事項は規則で定める」と規定してあるが、この具体的な内容はという問いに、施設が開館している時間や曜日などを定めているという答弁。

他の委員より、外国の方々との騒音やごみの分別などのトラブルに対し、市とどのように連携し解決に導いていくのかという問いに、外国の方々に対する様々なアンケート調査の実施や施策の課題を出し合い、どう解決していくかを議論しながら連携し取り組んでいくとの答弁でした。

議案第38号 事業契約の変更について、委員より、設計及び建設工事管理業務のサービス対価

の金額は何かという問いに、パンフレット、DVD作成、保険料、建設中の金利、その他初期投資の費用などで建設や維持管理に関わるもの以外の費用という答弁。

割賦手数料や消費税の変更が今後あった場合、変更の申出は契約上どちらからするのかという問いに、割賦手数料については、今後変更が発生することはなく、消費税や維持管理の物価変動については、市と事業者お互いが状況を見ながら必要に応じて申し出ていくという答弁。

議案第39号 令和3年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、委員より、2款1項12目アシタのたかはま研究事業のがんばる事業者応援事業費補助金について、具体的な補助対象はという問いに、新商品や既存商品の改良に係る費用であり、具体的には外部専門員から指導を受ける謝礼、マーケティング調査の費用、試作品を作るための材料費、商品開発や改良に必要な機材の購入費などという答弁。

補助申請額が当該予算額をオーバーした場合はという問いに、予算の範囲内という答弁。

10款1項3目児童生徒健全育成事業のキャリアスクールプロジェクト事業委託料について、高取小学校のみの予算計上の理由はという問いに、3年に一度、各市町に回ってくる県の委託事業のため、今年度については高取小学校へ委託をしたという答弁。

10款1項3目教育活動推進事業の修学旅行キャンセル料等補助金について、補助対象はという問いに、4つあり、1点目は旅行の企画変更料、2点目は新型コロナウイルスの影響で学校の判断で中止を決めた際発生するキャンセル料、3点目は児童・生徒がコロナに感染または感染した家族が濃厚接触者となった場合及び風邪や発熱等の症状により出席停止中である場合など、やむを得ず修学旅行に参加できなくなった場合に発生するキャンセル料、4点目は、修学旅行には参加はしたものの途中で発熱等があり中止せざるを得なかった場合に対するキャンセル料という答弁。

10款2項1目小学校給食運営事業の学校給食食材費等補償金について、食材の破棄はもったいないので、市全体を通して食材の活用をしていく考えはという問いに、食材の破棄は基本的にはせざるを得ないものであるため、食材の活用を考えるのではなく、キャンセル料をいかに出さないように運営していくことが必要との答弁でした。

議案第40号 令和3年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、委員より、歳出1款2項1目賦課徴収事業の収納代行業務処理手数料の内容と積算根拠はという問いに、内容は、令和4年1月より介護保険料のスマートフォン決済を導入するためのもの、積算根拠は、月額基本料5,500円及び1件当たりの手数料58円プラス税という答弁でした。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第34号は挙手多数により原案可決、議案第38号、議案第39号、議案第40号は挙手全員により原案可決。

以上が福祉文教委員会に付託された議案に対する審査の経過の概要と結果であります。
なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。
以上で委員長報告とさせていただきます。

〔福祉文教委員長 長谷川広昌 降壇〕

○議長（柳沢英希） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

一般議案。

16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 議案第34号 高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、この議案に対しまして反対の立場で討論いたします。

高浜市においては、外国人居住者が年々増加しており、こうしたセンターを設置すること自体は賛成です。

私も今年、インドネシアの方のための確定申告の学習会のお手伝いに、少しですが参加いたしました。その際、お子さんの幼稚園入園に当たって用意する制服や上靴袋など、見たこともない物をどのような物を準備するのか全く分からず、お困りの様子を目の当たりにしました。こうした日常のちょっとした困り事の相談を受け付けていく場所の必要性は感じております。

しかし、今回の条例が可決された場合、このコミュニティセンターの場所に問題があります。設置場所に選定した理由の一つとして、空き家の有効活用という答弁がありました。空き家の定義では、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう」となっており、常態とは、おおむね年間を通して建築物等の使用実績がないものとされており、コミュニティセンターとして使用予定の場所は、服屋として今年も営業されておりました。

また、高浜市の高浜市空家等対策計画によりますと、対象とする空家等の種類の考え方として、併用住宅を含む店舗や事務所等については、今後の動向などを勘案しながら追加検討や計画の見直しをしますと書かれていることから、この建物は店舗であったため、高浜市の空家には該当しないと考えます。

また、高浜市では、公共施設の複合化が推進されてきましたが、この条例が可決されますと、公共施設の面積は増えます。新たな公共施設を造るわけではないという市の答弁がありましたが、公共施設の複合化の狙いの一つで、維持管理費を複合化することで公共施設に係る経費を抑えて

いくという理由がありました。大山会館や中央保育園の3階部分の旧中央児童センター、旧保健センターなど空いている公共施設は幾つもあります。なぜ、わざわざ民間の建物を不動産会社を仲介して、月額13万2,000円という不動産会社が提示した賃貸料で契約するのか理解できません。

そして、一番の反対理由は、耐震について建築基準法に適合していることが確認できない建物を市民が利用するということです。旧市役所庁舎は、昭和52年建築の建物で耐震がなかったために取り壊しました。一方で、今回利用する建物は、昭和53年建築の耐震のないものです。この2つの建物の築年数はほとんど変わらないにもかかわらず、旧庁舎は取り壊されましたが、この期に及んで耐震を確認せず、古い建物を借りることに理解ができません。

また、住宅の耐震を進める立場の市が、わざわざ耐震があるかどうか確認もしていないような建物を借りることは考えられません。耐震性のない建物を利用することは、市民の命の危険につながることです。

ここに見える議員の皆さんは、市民が安心して生活できる高浜市であることを望んでいるのではないのでしょうか。このまま耐震がクリアされているか確認できないような建物を市民が利用することに皆さん賛成できますか。

私は、市民の命を守るためにもこの議案に反対して、討論を終わります。

[16番 倉田利奈 降壇]

○議長（柳沢英希） 次に、1番、荒川義孝議員。

[1番 荒川義孝 登壇]

○1番（荒川義孝） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして議案第34号について、市政クラブを代表して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

高浜市の外国人住民人口は、令和3年6月1日時点で3,920人となっており、市民全体に占める割合は7.96%と、県内でもトップレベルの比率となっております。

これまで高浜市では、増加し続ける外国人への対応として、窓口への通訳配置や翻訳機の設置、外国人向けの防災訓練、また昨年からは日本語教室といった取組が実施されています。

今回の議案として提出されております高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置は、これまでの取組からさらに一步踏み出し、高浜市に暮らす外国人住民に対する情報発信や困り事に対する相談窓口の拠点を設置することで、これまで以上に外国人住民の方が高浜市で暮らしていくためのルールの取得や情報共有が図られると期待しております。

さらには、日本人と外国人が当たり前に共存共生していくための地域をつくっていくためのお互いをつなぐ拠点となっていくことが期待されています。

今回、議会をお聞きになってみえる方が誤解をされるといけないので、あえて申し上げますが、この多文化共生コミュニティセンターの設置に対し、16番議員は、福祉文教委員会の御質問中で、市の空家等対策計画を取り上げられ、この計画に該当しない建築物だという見解を示されている

ようですが、当局側の説明は、主要・新規事業にも示されているように、空き店舗の活用を図るという考え方です。加えて御質問の中で、「今年はちょっとまだ服屋さんとして営業されていたことは見ておりますし」と発言されましたが、店舗の営業は既に終わられていることを確認いたしました。

このようなことから、町の活性化等の視点から、空き店舗や空き家を積極的に活用されることは、にぎわいの創出などにつながると考えております。

るる申し上げましたが、目の前にある課題への対応に対し、できない理由を細かに探すのではなく、できるという観点から物事を考え、一丸となって市民の皆様の安心と安全に対処していく。換言すれば、大局を見据え高浜市が全ての市民にとって住みよい町となるように政策、取組について時には背中を押し、時には改善を促し、よりよいものへと取組を消化していくことが必要であります。

そうしたことから、これからの高浜市の将来の姿を考えていく上で、外国人住民との共存共生、多文化共生の取組は、重要かつ必要不可欠と考えるため、スタートの拠点となる高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置に係る本議案には賛成とさせていただきます。

以上でございます。

〔1番 荒川義孝 降壇〕

○議長（柳沢英希） 次に、15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、議案第34号について反対討論をさせていただきます。

高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、本案は、多様な文化を有する市民が共に安心して生きられる地域社会の実現目指してコミュニティセンターを設置するもので、外国人が多く居住し、日本人とコミュニケーションが取れるように、また外国人への生活情報等の提供も必要となり、さらに外国人の相談や外国人の日本語学習支援など、必要なことは増えてきますために、このようなセンターは必要になるとして、本条例について、私は常任委員会では賛成しましたが、以下の理由により反対いたします。

1つは、市当局は、新しい施設は市庁舎から3分のところでワンストップですぐ連絡できると言われましたが、そうであるならば、高浜まちづくり協議会の場所へ設置してはいかがでしょうか。日本人とコミュニケーションを取っていくことを考えた場合、新たに外国人が集まって、そこにいろいろな方が集まるという場合、青木町四丁目5番地26で、最初から始めるよりも、まちづくり協議会を場所として、日本人は今でも集まっているのですから、そこに外国人も集まってくることを考えた場合のほうがスムーズではないかと考えます。

また、連絡を取るには3分で済むと言われましたが、高浜市は13平方キロの面積で、電話で連

絡を取るにしても時間はかかりません。高浜まちづくり協議会の場所ならば2分で済みます。

2つ目は、さらに公共施設で言うならば、大山会館は避難所と投票所以外は使わないことになっていますが、閉め切っているのは非常に問題です。今でもいろいろなサークルが場所を求めて苦労しています。あわせて場所が足りなくて困っているときに、公共施設を鍵をかけて使えなくしているのは問題です。まずは公共施設が空いているところを使うことを考えるべきです。

3点目、どこも現在商売が難しい時期に来ています。委員会終了後、私のところに特定商店への便宜供与の側面が強いのではないかという声が非常に多く入ってきているからです。

4点目、昭和53年建築の建物とのことですが、新しい耐震基準は昭和56年であり、耐震は何も施していないとのことで、それを新たに公共施設として設置するには問題があることを指摘しなければなりません。

よって、本議案に賛成することはできません。

以上、理由を述べて反対討論といたします。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（柳沢英希） 次に、5番、岡田公作議員。

〔5番 岡田公作 登壇〕

○5番（岡田公作） 議長より発言の許可をいただきましたので、議案第34号について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回、議案として提出されております高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置は、増加する外国籍住民に対し、これら的高浜市における多文化共生に対する取組を考えていく上では、非常に重要なものであると感じております。

本市のまちづくりの最高規範である自治基本条例でも、国籍を問わず、住む者、働く者、または学ぶ者及び市内で事業活動を行う者が市民と定義されております。

例えば、自分たちが海外で暮らすことになったときに、言葉や習慣も分からない中で非常に苦労すると思います。様々な情報が流れてきても何が書いているか分からない、知り合いもいない中できつと困ることも多いと思います。そんなときに相談できる場所があるというのは、非常に心強いと思います。外国籍住民の方々が、日々暮らしていく中で困らないよう、また高浜市で暮らしていくためのルールを共有していくことは非常に重要です。

また、今回空き店舗を活用して、多文化共生コミュニティセンターを設置するということが、事業を実施していく中で、この場所というのは非常に重要であると考えております。

今回の議案では、増加する外国籍住民に対応するために、ワンストップ窓口を設置する必要があり、そのために多文化共生コミュニティセンターを整備する必要があると考えております。

では、その場所としては、どこが最適なのかという検討をしてきた中で、現時点では最も適したところが、今回予定されている場所であるということが、当局側の答弁からも分かりました。

公共施設の空いているところがあるからそこを使えばよい、空いている場所ならどこでもよいということではなく、事業をより効果的に実施するために、しっかりと検討された結果であると判断させていただきました。

以上のことから、本議案には賛成とさせていただきます。

〔5番 岡田公作 降壇〕

○議長（柳沢英希） 以上をもって討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第34号 高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳沢英希） 起立多数であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 高浜市税条例等の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳沢英希） 起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳沢英希） 起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳沢英希） 起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 事業契約の変更について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳沢英希） 起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 令和3年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、各常任委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳沢英希） 起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 令和3年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳沢英希） 起立全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第41号 令和3年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳沢英希） 起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長（柳沢英希） 日程第3 議案第42号 高浜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10番、杉浦辰夫議員。

[10番 杉浦辰夫 登壇]

○10番（杉浦辰夫） 御指名をいただきましたので、議案第42号 高浜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、提出者を私、杉浦辰夫、賛成者としまして、荒川義孝議員、神谷直子議員、岡田公作議員、柴田耕一議員、長谷川広昌議員、黒川美克議員、北川広人議員、鈴木勝彦議員、今原ゆかり議員、小嶋克文議員、以上の賛成者をもって提案するものであります。

本議案の提案理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う現下の社会経済情勢に鑑み、議会が自発的に政務活動費を減額することについて、暫定措置を講じるためのものがあります。

改正内容は、附則第3項中「令和2年6月1日から令和3年3月31日」を「令和3年7月1日から令和4年3月31日」に改めるものであります。

なお、この条例は、附則第1項において、令和3年7月1日から施行するといたしております。また、附則第2項では、この条例による改正後の条例附則第3項の規定は、令和3年7月以後の月分の政務活動費について適用し、同月前の月分の政務活動費については、なお従前の例によることとしており、附則第3項では、この条例による改正前の条例第3条第2項の規定により、令和3年度分の政務活動費として既に交付された額のうち、令和3年7月分から令和4年3月分までの月分については、同条第1項に規定する月額により算定する額と、改正後の条例の附則第3項の規定による第3条第1項に規定する月額により算定する額との差額を令和3年7月30日までに返還することとしております。

以上であります。全議員の賛同を賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

[10番 杉浦辰夫 降壇]

○議長（柳沢英希） これより質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（柳沢英希） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（柳沢英希） 賛成討論を求めます。

2番、神谷直子議員。

[2番 神谷直子 登壇]

○2番（神谷直子） 議長から発言のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して、議案第42号 高浜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

昨年から流行している新型コロナウイルス感染症の影響は今でも続いています。緊急事態宣言の対象からは外れましたが、高浜市はいまだまん延防止地区の指定の範囲内でございます。いつまた緊急事態宣言が起こるような再流行のリスクは消えていません。

この新型コロナウイルス感染症の影響により、企業の生産や個人消費の落ち込みが主因で、経済の長期低迷懸念はますます強まっております。雇用、所得環境の悪化は、さらに消費を押し下げ、景気低迷を長引かせる恐れがあります。市の対応として、様々な支援を進めている最中です。今後の景気動向によっては、さらなる支援の拡充が必要となり、このためには財源の確保が必要不可欠でございます。

今の状況では、各市町村への受入れ側としても対応が難しく、視察等は当面自粛すべきだと考えております。

このような背景にあることから、市議会政務活動費を削減し、今後の対応策に有効に活用していただきたいと考えています。

以上の点から、条例の一部改正につきまして賛成をいたします。

全ての議員の賛成をいただきまして、この議案が可決するようにお願い申し上げます。

[2番 神谷直子 降壇]

○議長（柳沢英希） 反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（柳沢英希） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（柳沢英希） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第42号 高浜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について、原案を可決する

ことに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳沢英希） 起立多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議長（柳沢英希） 以上をもって本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。
市長、挨拶。

[市長 吉岡初浩 登壇]

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

令和3年6月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る6月10日から本日6月29日までの20日間にわたりまして、私どものほうから提案をさせていただきました諮問1件、議案8件につきまして、慎重に御審議をいただき、原案のとおり御意見、御可決、議案の訂正につきましては御承認を賜りまして、誠にありがとうございました。報告5件につきましてもお聞き取りを賜り、ありがとうございました。

御審議の過程でいただきました御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

さて、私事ではございますが、あと二月余りで今期4年の任期が満了し、定例会といたしましては、この6月定例会が最終となります。

この4年を振り返りますと、議会での御質問等にもございましたが、教育環境、子育て環境の整備、地域福祉の推進、災害対策の強化、公共施設の適正管理などに取り組んでまいりました。とりわけ教育環境の整備では、高浜小学校等整備事業のほか、1人1台タブレット端末の整備、電子黒板の設置など、他市に先駆けて進めることができましたし、子育て環境の整備では、3歳未満児の受入れ枠を増やし、延長保育の拡充を図るなど、保育サービスの充実に努めてまいりました。

こうした施策を進めてこられましたのも、ここにおいで議員各位の皆様をはじめ、市民の皆様の温かい御指導と教えの賜物でありまして、多年にわたる御厚情に対しまして心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。

昨年から続くコロナ禍の中ではありますが、円滑なワクチン接種を進め、市民の皆様が一日も早く安心して笑顔で日々を過ごせるよう、残された任期も全力で職責を全うしてまいります。

議員の皆様には、一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

[市長 吉岡初浩 降壇]

○議長（柳沢英希） これをもって令和3年6月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る6月10日の開会以来、本日まで20日間にわたり終始御熱心に御審議をいただきまして、本

日ここに全ての案件を議了し、閉会の運びとなりましたことに対して、厚く御礼を申し上げます。

当局におかれましては、会期中に出されました意見等を十分尊重されまして、今後の施策に反映されますことを強く要望し、閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

午前10時51分閉会
